

神社協福第192号
令和3年9月28日

神戸市民間社会福祉施設職員退職手当共済加入施設
代表者様

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会
事務局長 伊藤 正

神戸市民間社会福祉施設職員退職手当共済 書類への押印見直しについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は神戸市民間社会福祉施設職員退職手当共済事業の運営にご協力を賜り御礼申し上げます。
みだしの件について、下記のとおり見直すことを、運営委員会にて決定いたしましたので、お知らせいたします。以後よろしくお取り計らいください。

記

1. 見直しの趣旨

押印を求める目的は、主に文書作成者の本人確認や文書作成の真意確認、文書内容の真正性の担保であったが、それぞれ合理性に乏しいため。

2. 見直し内容

令和3年10月1日より、申込み、届け出、確認のための書類については、押印を廃止する。
具体的には、3.に掲げる書類について押印を不要とする。
なお、契約書にあたる書類（共済契約申込書、共済契約承諾通知書）は押印を継続する。

3. 押印が不要となる書類（令和3年10月1日より、個人印・公印とも不要）

【施設⇒市社協】	【市社協→施設】
①職員加入申込書	⑫施設登録確認書
②継続加入申込書	⑬各種届出内容確認書・受理通知書（印字）
③休職・復職・氏名変更届	⑭加入施設宛 納付決定通知書（印字）
④共済契約確認書兼共済契約代行者届出書	⑮負担金・掛金請求書（振込用紙）
⑤共済契約代行者変更届	⑯施設負担金・個人掛金変更調書（印字）
⑥施設名変更届	⑰負担金・掛金変更決定通知書（印字）
⑦退職手当給付金振込先口座変更届	⑱施設負担金累計額一覧表加入者明細（印字）
⑧退職手当金給付金請求書・退職届	⑲加入者別退職給付引当金要支給額一覧表（印字）
⑨法人名変更届	
⑩理事長名変更届	
⑪施設負担金・個人掛金変更調書	

（裏面へ続く）

4. その他

- ・不明な点等ございましたら下記までご連絡ください。
- ・ホームページ掲載の様式データを差し替えております。
- ・以前の様式で「印」が記載されている様式にて提出の際も押印不要ですが、この機会に、ホームページから新様式をダウンロードし、ご利用ください。
- ・本会からお送りする書類のうち、システム出力分につきましては、システム改修の都合で10月1日以降も印鑑が残る場合がありますがご了承ください。
- ・押印された書類をご提出いただいた場合（この通知の前に既に押印している場合など）も、そのまま受付させていただきます。
- ・訂正印は不要ですが、修正テープや修正液は使用せず、二重線で消したうえで訂正してください。
- ・書類記入の際には、消えるボールペン以外のペンでご記入ください。

お問い合わせ

神戸市社会福祉協議会 福祉事業課 吉田、森田
〒651-0086 神戸市中央区磯上通3丁目1-32
TEL:078-271-5316 FAX:078-271-5366